島根県体験の機会の場の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。以下「法」という。）第 20 条第１項の規定に基づき島根県知事（以下「知事」という。）が行う体験の機会の場の認定（以下「認定」という。）に関し、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成 24 年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認定申請に係る添付書類等）

第２条　規則第９条第２項に定める書類のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める様式により提出するものとする。

⑴　規則第９条第２項第３号に規定する申請者が法第 20 条第４項各号の規定に該当しないことを説明した書面　様式第１号

⑵　規則第９条第２項第４号に規定する申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類　様式第２号

⑶　規則第９条第２項第５号に規定する申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書　様式第３号

⑷　規則第９条第２項第５号に規定する申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書　様式第４号

⑸　規則第９条第２項第６号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類　様式第５号

⑹　規則第９条第２項第７号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類　様式第６号

⑺　規則第９条第２項第 10 号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書　様式第７号

（認定の通知等）

第３条　法第 20 条第６項の規定による認定の通知は、様式第８号によるものとする。

２　法第 20 条第７項の規定による認定しない旨の通知は、様式第９号によるものとする。

（認定登録事項の変更）

第４条　法第 20 条第１項の規定により認定を受けた者（以下「認定民間団体等」という。）が、法第 20 条第８項の規定による変更の届出を行うときは、規則第 10 条に定める届出書のほか、認定申請時に提出した書類のうち、当該変更に係る規則第９条２項の書類を添付するものとする。

２　第２条の規定は、前項の変更において準用する。

（認定の有効期間）

第５条　法第 20 条の２第１項の規定により知事が定める認定の有効期間は、５年を超えない範囲内において、当該申請に係る事業計画及び安全確保措置等の内容を勘案して、その都度知事が決定するものとする。

（更新申請）

第６条　認定民間団体等が、法第 20 条の２第２項の規定による認定の有効期間の更新を受けようとするときは、認定の有効期間が終了する日の 60 日前までに、規則第 11 条に定める申請書に規則第９条第２項に定める書類を添付して、知事に申請するものとする。

２　第２条の規定は、前項の申請において準用する。

３　法第 20 条の２第２項の規定による有効期間の更新の通知は、様式第 10 号によるものとする。

４　前項の認定の有効期間は、第５条の規定を準用する。

（認定の取消）

第７条　法第 20 条の６第２項の規定による、認定の取消の通知は、様式第 11 号によるものとする。

（運営状況の報告）

第８条　規則第 12 条第１項に規定する知事が定める日は、翌年度の６月末日とし、様式第 12 号に体験の機会の場で行う事業に係る収支決算書を添付して行うものとする。

２　規則第 12 条第２項の知事が定める期間は、当該事業の計画及び実施状況を勘案して、その都度知事が決定するものとする。

３　第１項の報告のほか、認定に係る事業の実施において、参加者等に事故があった場合、認定民間団体等は、様式第 13 号により、直ちに知事へ報告するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附　則

この要綱は平成２４年１０月１日から施行する。

この要綱は令和２年５月１２日から施行する。

この要綱は令和３年４月１日から施行する。

この要綱は令和７年１１月１０日から施行する。